町内会　防犯カメラ管理・運用規程

１　趣旨

　　この要領は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、次の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

設置場所

新見市　　　　　　　　　番地先ポール柱

２　設置目的

　　防犯カメラは、　　　　　　町内における不審者対策や街頭犯罪の防止のために設置するものとし、他の目的での利用を禁止する。

３　管理責任者等

1. 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
2. 管理責任者は、　　　　　　　 とする。
3. 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
4. 操作取扱者は、　　　　　　 　とする。

次ページの表の（D）と同額

次ページの表の（D）と同額

次ページの表の（D）と同額

1. 管理責任者の責務は次のとおりとする。

ア　防犯カメラの設置運用により生じたあらゆる事態について、設置者が全ての責任を負うことを関係者に周知・徹底すること。

イ　画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための

　必要な措置に関すること。

ウ　操作取扱者に関する指導、監督に関すること。

エ　その他画像等の適正な取扱いに関すること。

４　設置の場所等

1. 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、次の場所に防犯カメラを設置する。

新見市　　　　　　　　　番地先ポール柱　１台

1. 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載し

た表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

1. 記録機器等の設置

記録機器及び記録媒体等は、防犯カメラ本体及び施錠可能な収納ボックスに施錠のうえ保管しなければならない。なお、収納ボックスの鍵は、管理責任者から指定された者が確実に管理することとする。

５　画像等の処理

1. 記録機器で録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。
2. 画像の保存期間は　　　　　　とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。
3. 保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。
4. 記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

６　画像等の利用及び提供の制限

　記録された画像等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き、第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と 認められる場合。
3. 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合。

なお、記録された画像等を利用する場合は、利用日時、利用者、利用理由、利用する画像の内容等を別紙様式（画像等利用簿）に記録して保管するものとし、第三者へ閲覧させ又は提供する場合も同様とする。

７　保守点検

　　防犯カメラの機能維持のため、　　　　ごとに保守点検を行うものとする。

８　問い合わせ・苦情等の処理

　　管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

この規定は、令和　　年　　月　　日から実施する。

別紙様式

管理責任者

画像利用簿　※太枠内は利用者（提供依頼者）が記載のこと

|  |  |
| --- | --- |
| 利用（提供）日時 | 　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　時　　　　分 |
| 利用者（提供依頼者） | 団体名 |  |
| 住所 |  |
| 責任者氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 利用理由 |  |
| 利用期間 | 年　　　　月　　　　日　　　　　　時　　　　分まで |
| 利用方法 | 　□　閲覧のみ　　　　　□　提供（記録媒体） |
| 利用する画像データ内容 | 年　　　　月　　　　日　　　　　　時　　　　分から年　　　　月　　　　日　　　　　　時　　　　分までの画像 |
| その他 | ※提供の場合、返却日時、返却者の署名を記載のこと |